

## 会費規則

2013年2月1日制定

2014年3月1日改訂

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人縮小社会研究会（以下、「本法人」と称す）の会費について、本法人の定款第7条に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

(会費)

第2条 本法人の正会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 1,000円
- (2) 年会費 年額3,000円

2 本法人の準会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 年額1,000円

3 本法人の賛助会員の会費は次のとおりとする。

- (3) 入会金 0円
- (4) 年会費 年額1口5,000円

(納入規定)

第3条 会費は、当該会計年度に年額の全額を納入しなければならない。

(会費滞納者の取扱)

第4条 会費を納入していない会員には、会費の納入があるまで、研究会への参加を禁じる。

2 正会員が前年度および当年度に亘って会費を納入しない場合、定款第8条の規定により会員資格喪失する。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

(附則)

この規程は、2013年2月1日から施行する。